



奈良市と三ッ輪ホールディングス株式会社
ならびに一般社団法人 Local Coop 大和高原との包括連携協定書

奈良市（以下「甲」という。）と三ッ輪ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）及び一般社団法人 Local Coop 大和高原（以下「丙」という。）は、以下のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が緊密な相互連携と協働による活動を推進し、市民福祉の向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）持続的なまちづくりと暮らしの実現に関すること
 - （2）環境負荷の低減等による自然共生社会の実現に関すること
 - （3）地域経済活性化に関すること
 - （4）その他、本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 2 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、相互に情報および意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。
- 4 甲、乙及び丙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲、乙及び丙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日が属する年度の末日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙及び丙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙の協議の上、これを定めるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲、乙及び丙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年4月20日

甲 奈良県奈良市二条大路南一丁目1-1
奈良市長

仲ツグ人

乙 東京都新宿区西新宿 8-14-24
西新宿 KF ビル 2F
三ッ輪ホールディングス株式会社
代表取締役社長

尾崎 竹信

丙 奈良県奈良市月ヶ瀬尾山2350番地の1
一般社団法人 Local Coop 大和高原
代表理事

紙家光郎